

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、久米島町の区域における国土（以下「町土」という）の利用に関する基本的な事項を定めるものであり、同法第7条の規定に基づく第4次沖縄県国土利用計画を基本とするとともに、地方自治法第2条5項の規定により定められた本町の基本構想に即して策定したものであります。

なお本計画は、今後の町土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、適宜計画の検証を行い、必要に応じ見直しを行うものと致します。